

事 務 連 絡
令和2年11月26日

各 位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルスの感染拡大地域における催物の開催制限等について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、11月25日に開催された第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、別添のとおり、「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められています。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各省に対し、所管事業者等への周知依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても令和2年11月12日付け事務連絡のとおり、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化についてご留意いただくとともに、今後、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得ることについて、併せて、下会員に対し周知をお願いいたします。

別添：感染拡大地域における催物の開催制限等について(令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)

来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

